

動物虐待事犯を厳正に処罰するために 法の厳罰化を求める請願署名

公益財団法人動物環境・福祉協会Eva 理事長杉本彩

請願要旨

猫十三匹に熱湯を繰り返し掛けたり、バーナーで焼くなどして虐殺し、動物愛護管理法違反罪に問われた元税理士の裁判で、東京地裁は二〇一七年十二月、懲役一年十月、執行猶予四年の判決を言い渡した。また、二〇一七年六月にネット上を騒がせた子猫虐殺動画事件では、更に軽微な犯罪として略式起訴で罰金二十万円が下された。このような大変残虐かつ常習的な犯行であるにもかかわらず、対象が動物であるため、また、司法の中で軽く扱われているため、罰金か執行猶予で実刑に至らないことに強い憤りを感じるとともに、現在の動物愛護管理法の法定刑では実刑の壁が厚いことを再認識した。警察庁は、動物虐待について深刻な犯罪であると認識しているが、法定刑がより厳しい他の生活経済事犯の取締りに人員を取られるため動物愛護管理法事案にまで手が回らない。だからこそ、まず、動物愛護管理法の罰則を厳格化することが急務である。そうすることで現場の取締りを着実に実行することができ、また、取締りが行われることにより犯罪抑止にもつながる。

については、次の事項について実現を図りたい。

請願事項

一、動物愛護管理法を厳罰化すること。

- 1 動物を殺傷した場合、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金を五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に引き上げること。
- 2 動物を遺棄・虐待した場合、百万円以下の罰金を三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に引き上げること。

※黒又は青のペンでご記入ください

氏名	住所 (都道府県から番地までお書きください)
	都・道 府・県

※署名は必ず自筆の原本を郵送にてお送りください。コピー・FAXは無効になります。

※お名前ご住所は「同上」や「〃」で省略せずご記入ください。

※日本国籍を持つ方及び日本国内に在住の外国人の方でも署名することができます。海外在住の外国人の方は署名できません。

※未成年者でも署名は可能です。

※お預かりした個人情報、提出以外の目的に使用しません。

郵送先

公益財団法人動物環境・福祉協会Eva

〒153-0043 東京都目黒区東山3-16-5 マンション芽吹103